

宮崎市告示第 674 号

このことについて、次のとおり条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第 167 条の 6 の規定により公告する。

令和 6 年 9 月 5 日

宮崎市長 清山 知憲

1 委託業務名等

業務委託名	市制 100 周年記念講演業務
業務概要	令和 7 年 1 月 12 日（日）に宮崎市民文化ホールにおいて、記念講演を開催する。（定員 1,800 人）
場所	宮崎市
契約期間	契約締結日から令和 7 年 2 月 28 日（金）まで

2 本業務に係る担当課

〒880-8505 宮崎市橘通西一丁目 1 番 1 号  
宮崎市 総合政策部 企画政策課 企画係  
TEL 0985-21-1711 FAX 0985-29-6547

3 資格要件

本業務の条件付一般競争入札に応募できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

①	地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない者であること。
②	会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該手続開始後、裁判所の更生計画又は再生計画の認可の決定を受けていること。
③	宮崎市税及び国税について滞納がないこと。
④	令和 6 年度宮崎市競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
⑤	本業務の告示日から入札参加資格の確認日までのいずれの日においても、宮崎市物品売買等の契約に係る指名停止等の措置に関する要綱（平成 8 年 2 月 7 日告示第 19 号）による指名停止を受けていない者であること。
⑥	宮崎市内に本店を有する者であること。
⑦	過去 5 年以内に、自治体等からの発注による講演会等のイベントを 2 回以上受託していること。

#### 4 入札参加手続等

受付期間	公告日から令和6年9月17日（火）17時まで （土曜日、日曜日及び祝日を除く）
提出先	〒880-8505 宮崎市橋通西一丁目1番1号 宮崎市 総合政策部 企画政策課 企画係 TEL 0985-21-1711 FAX 0985-29-6547
提出方法	持込み又は郵送（郵送の場合は9月17日（火）17時までに必着）
提出書類	ア 提出書類確認表 イ 条件付一般競争入札参加申込書 ウ 業務履行実績報告書 エ 履行実績を証明する書類（契約書等）の写し ※ア、イ、ウはホームページに様式を掲載。
配布方法	宮崎市ホームページに掲載

#### 5 入札方法等について

##### （1）入札方法

条件付一般競争入札

##### （2）入札関係書類の配布

配布書類	ア 仕様書 イ 質疑書（委託業務） ウ 入札書 エ 入札委任状 オ 入札参加心得
配布方法	宮崎市ホームページに掲載

##### （3）仕様書等に関する質疑について

受付期間	公告日から令和6年9月11日（水）正午まで
質疑書の提出先	〒880-8505 宮崎市橋通西一丁目1番1号 宮崎市 総合政策部 企画政策課 企画係 TEL 0985-21-1711 FAX 0985-29-6547 E-mail 01kikaku@city.miyazaki.miyazaki.jp
質疑に関する回答	令和6年9月12日（木）までに、宮崎市ホームページに掲載。

(4) 現場説明会

なし

(5) 入札および開札

	日時等	場所・留意事項等
日時・場所	令和6年9月20日(金) 13時30分	宮崎市役所 第二庁舎3階 契約課 第一入札室
入札・開札	入札に参加する者は、入札書(様式第5号)を持参し、提出しなければならない。電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。	

(6) その他

入札の無効	宮崎市財務規則(平成元年規則第1号。以下「規則」という。)第125条に規定する場合のほか、虚偽の申請を行った者のした入札及び入札参加資格のあることを確認された者のうち入札時点において指名停止を受けている者等、入札時点において入札参加資格の無い者のした入札は無効とする。
入札保証金	規則第122条第2項第2号の規定により、免除する

6 落札者の決定方法

落札者の決定方法	規則第127条に規定する予定価格の制限の範囲内で、最低価格で入札した者を落札候補者とし、市長が落札候補者に競争入札参加資格があると認めた場合に落札者として決定する。
提出書類	落札候補者の入札参加資格を確認するため、施工実績の提出を求める場合がある。
提出期限	入札日の翌日から3日以内

7 掲示場所及び期間

掲示場所	〒880-8505 宮崎市橘通西一丁目1番1号 宮崎市役所 本庁舎前掲示場 TEL 0985-21-1711 FAX 0985-29-6547
掲示期間	公告の日から下記掲示終了日まで

掲示終了 令和6年9月20日